○経済産業省令第六十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十二条の規定に基づき、電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年八月二十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　井上　信治

電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令

電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

区分			審査方法の別	金額
一　発電所の設置の工事及び発電所の変更の工事であって発電設備の設置の工事に係るもの	（一）　水力発電所に係る工事	1　完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ（以下単に「高さ」という。）が十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとするときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	九万三千六百円（電子申請による場合にあっては、八万四千四百円）
		2　完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十六万七千九百円（電子申請による場合にあっては、十五万八千七百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
		3　工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	（1）　出力三万キロワット未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万四千七百円（電子申請による場合にあっては、二十一万六千二百円）
				映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十六万八千七百円）
			（2）　出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十九万九千七百円（電子申請による場合にあっては、二十八万千百円）
				映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	二十六万二千百円（電子申請による場合にあっては、二十四万三千六百円）
			（3）　出力九十万キロワット以上の水力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	六十万九千七百円（電子申請による場合にあっては、五十七万八千円）
				映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	五十万八千八百円（電子申請による場合にあっては、四十七万七千二百円）
	（二）　火力発電所に係る工事	1　汽力（地熱を利用するものを除く。）を原動力とする火力発電所に係るもの	（1）　出力三万キロワット未満の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	九十万九千四百円（電子申請による場合にあっては、八十七万二千百円）
				映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	七十四万九千百円（電子申請による場合にあっては、七十一万千八百円）
			（2）　出力三万キロワット以上九十万キロワット未満の火力発電所に係るもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	百十三万六千八百円（電子申請による場合にあっては、百九万百円）
				映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	九十三万六千四百円（電子申請による場合にあっては、八十八万九千七百円）